

令和3年度10月補正予算案の概要

新型コロナウイルス感染症対策として、早急に対応する必要がある事業について、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出補正予算案の概要

(1) 会計別予算額

(単位:億円、%)

会計別	前回までの 累計額	10月補正予算額	10月 予算 現計額	(参考) 3年度10現/ 2年度10現
一般会計	27,517.00	12.81	27,529.81	119.1
特別会計	20,474.84	—	20,474.84	95.6
企業会計	1,493.43	—	1,493.43	100.5
計	49,485.28	12.81	49,498.09	107.5

(2) 一般会計の財源内訳

(単位:億円)

款別	前回までの 累計額	10月補正予算額	10月 予算 現計額
国庫支出金	9,093.88	12.81 [※]	9,106.69
その他	18,423.12	—	18,423.12
計	27,517.00	12.81	27,529.81

※ 国庫支出金は、全て新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

- ・協力要請推進枠分 : 1.30 億円
- ・事業者支援分 : 11.50 億円

(注) 計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 補正予算案の内容

○ 抗原検査キットの園児・児童等への追加配布 3億9,600万円

保育園、幼稚園、小学校及び特別支援学校に通う子どものいる家庭に配布した抗原検査キットのうち、一部の抗原検査キットについては、有効期限が10月末日までとなっているため、各家庭において11月以降も使用可能な抗原検査キットを追加配布する。

[健康医療局医療危機対策本部室感染症対策担当課長 電話 045-285-0559]

○ 酒類販売事業者等支援給付金 1億7,017万円

飲食店に対する時短要請等により売上に大きな影響を受けている酒類販売事業者等を特に支援するため、国の月次支援金に対して、県独自に給付金額を加算するとともに、支援対象者を拡大する。

<概要>

支援対象者	前(々)年比の <u>10月</u> の売上が 15%以上減少した中小企業者等のうち、酒類販売事業者等			
支援対象期間	令和3年 <u>10月</u>			
支援内容				
	売上減少率 (対前(々)年同月比)	月次支援金(国)	支援給付金(県)	合計(上限額)
加算	90%以上	法人:20万円/月 個人:10万円/月	法人:60万円/月 個人:30万円/月	法人:80万円/月 個人:40万円/月
	70%以上 90%未満		法人:40万円/月 個人:20万円/月	法人:60万円/月 個人:30万円/月
	50%以上 70%未満		法人:20万円/月 個人:10万円/月	法人:40万円/月 個人:20万円/月
対象者の拡大	30%以上 50%未満	—	法人:20万円/月 個人:10万円/月	法人:20万円/月 個人:10万円/月
	9・10月の 2ヵ月連続 で15%以上			

[産業労働局中小企業部中小企業支援課長 電話 045-210-5550]

○ 中小企業者等支援給付金（酒類販売事業者等を除く） 7億1,500万円

国の月次支援金に対して、県独自に給付金額を加算する。

<概要>

支援対象者	前(々)年比の <u>10月</u> の売上が 50%以上減少した中小企業者等 (酒類販売事業者等を除く)
支援対象期間	令和3年 <u>10月</u>
給付額(定額)	中小法人：5万円/月、個人事業者：2.5万円/月

※月次支援金とは

令和3年4月以降に実施された緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に、事業の継続・立て直しなどを支援するための国による給付金。

9月30日をもって緊急事態宣言は全面解除されたが、政府の基本的対処方針で1か月までを目途として、飲食店に対する時短要請等を行うこととされていることを踏まえ10月分まで延長されている。

給付対象の具体例

対象措置実施都道府県のお客様に、
商品・サービスを提供する全国の事業者

左記事業者と取引がある全国の事業者
(他者を経由して左記事業者に商品・サービスを提供している事業者を含む)

1 日常的に訪れるお店
アパレルショップ、飲料や食料品の小売店、
美容院や理容店、マッサージ店など

2 教育関連の事業者
学習塾、スポーツの習い事など

3 医療・福祉関連の事業者
病院や福祉施設、ドラッグストア、薬局など

4 文化・娯楽関連の事業者
スポーツ施設、劇場、博物館など

5 旅行関連の事業者
ホテル、旅館、旅行代理店、レンタカー、タクシーなど

6 経営コンサルタントや士業など
専門サービスを提供する事業者

7 システム開発などのITサービスを提供する事業者

8 映像・音楽・書き物のデザイン・制作などを行う事業者

9 飲料や食料品の卸売を行っている事業者

10 農業や漁業を営んでいる事業者
(経済産業省リーフレットより抜粋)

給付額

=前年又は前々年の基準月の売上ー本年対象月の売上
(中小法人等：上限20万円/月、個人事業者等：上限10万円/月)

[産業労働局中小企業部中小企業支援課長 電話 045-210-5550]

問合せ先

神奈川県総務局財政部財政課

課長 三澤 電話 045-210-2250

課長代理(予算調整担当) 市川 電話 045-210-2252